

静岡県告示第78号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月5日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「しずおか焼津信用金庫田尻支店」を「しずおか焼津信用金庫石津支店田尻出張所」に改め、「島田掛川信用金庫本店営業部アピタ掛川出張所」を削る。

2の(3)のエの表三島信用金庫河津支店の項所在地の欄中「峰497番地の15」を「浜119番地の1（静岡銀行稲取支店河津出張所内）」に改め、同表しずおか焼津信用金庫前島支店の項所在地の欄中「前島2丁目29番12号」を「田沼3丁目20番20号」に改め、同表中「しずおか焼津信用金庫田尻支店」を「しずおか焼津信用金庫石津支店田尻出張所」に改め、同表島田掛川信用金庫本店営業部アピタ掛川出張所の項を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) しずおか焼津信用金庫前島支店に係る改正規定 令和3年2月8日
- (2) しずおか焼津信用金庫田尻支店及び三島信用金庫河津支店に係る改正規定 令和3年2月22日